

和歌山下津港港湾計画資料

— 一部変更 —

令和 2年 2月

和歌山下津港港湾管理者

和 歌 山 県

目 次

| | | |
|-----|--------------------|----|
| 1 | 変更理由 | 1 |
| 2 | 港湾の施設の規模及び配置に関する資料 | 2 |
| 2-1 | 危険物取扱施設計画 | 2 |
| 2-2 | 専用埠頭計画 | 3 |
| 3 | 港湾の環境の整備及び保全に関する資料 | 5 |
| 3-1 | 港湾環境整備施設計画 | 5 |
| 4 | 土地造成及び土地利用計画に関する資料 | 6 |
| 4-1 | 土地造成計画 | 6 |
| 4-2 | 土地利用計画 | 8 |
| 5 | 環境の保全に関する資料 | 10 |
| 5-1 | 環境への影響と評価 | 10 |
| 5-2 | 総合評価 | 10 |
| 6 | その他資料 | 11 |
| 6-1 | 地方港湾審議会委員名簿 | 11 |

1 変更理由

大崎地区において、企業の要請に対応するため、危険物取扱施設計画、専用埠頭計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

2 港湾の施設の規模及び配置に関する資料

2-1 危険物取扱施設計画

(1) 危険物取扱施設の現況

和歌山下津港大崎地区における危険物取扱施設の整備状況は次のとおりである。

表2-1-1 危険物取扱施設の現況

| 地区 | 施設名 | 施設規模 | | 状況 | 主要取扱貨物 | 管理者 |
|----|----------|-------|------|------|--------|------------|
| | | 水深 | バース数 | | | |
| 大崎 | 大崎シーバース | -24m | 1 | 既設 | 原油 | 和歌山石油精製(株) |
| | 大崎出荷1号栈橋 | -7.8m | 1 | 既設 | 原油 | 〃 |
| | 大崎出荷2号栈橋 | -7.0m | 1 | 既定計画 | 原油 | 〃 |

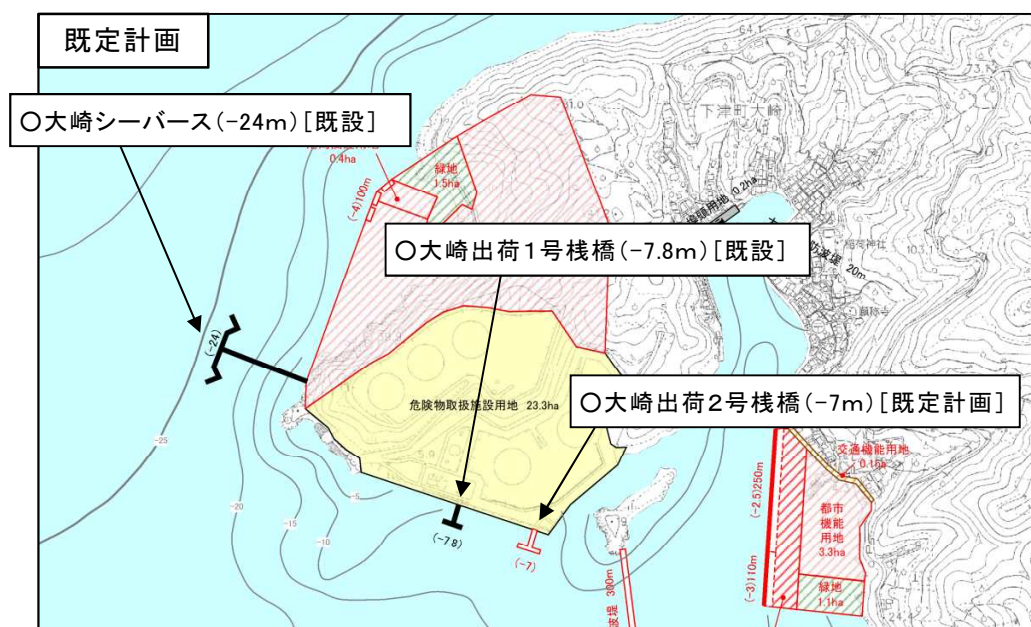


図2-1-1 危険物取扱施設の位置図

(2) 危険物取扱施設計画の必要性

利用計画の見直しにより、既設の大崎出荷1号栈橋を撤去するとともに、既定計画で位置づけた大崎出荷2号栈橋等の計画を削除する。

(3) 今回計画する危険物取扱施設の規模及び配置

今回計画する危険物取扱施設の規模及び配置の考え方は、次のとおりである。

表2-1-2 今回計画する危険物取扱施設の規模及び配置

| 地区 | 施設名 | 施設規模 | | | 状況 | 備考 |
|----|-----------|-------|------|------|--------|-----------------|
| | | 水深 | バース数 | 面積 | | |
| 大崎 | 大崎出荷1号栈橋 | -7.8m | 1 | - | 撤去 | 利用計画の見直しにより撤去 |
| | 大崎出荷2号栈橋 | -7.0m | 1 | - | 既定計画削除 | 利用計画の見直しにより計画削除 |
| | 危険物取扱施設用地 | - | - | 15ha | 既定計画削除 | 利用計画の見直しにより計画削除 |

2-2 専用埠頭計画

(1) 専用埠頭の現況

和歌山下津港大崎地区における専用埠頭の整備状況は次のとおりである。

表2-2-1 専用埠頭の現況

| 地区 | 施設名 | 施設規模 | | | 状況 | 管理者 |
|----|-------|------|------|------|------|------------|
| | | 水深 | 延長 | バース数 | | |
| 大崎 | 大崎物揚場 | -4m | 100m | 1 | 既定計画 | 和歌山石油精製(株) |

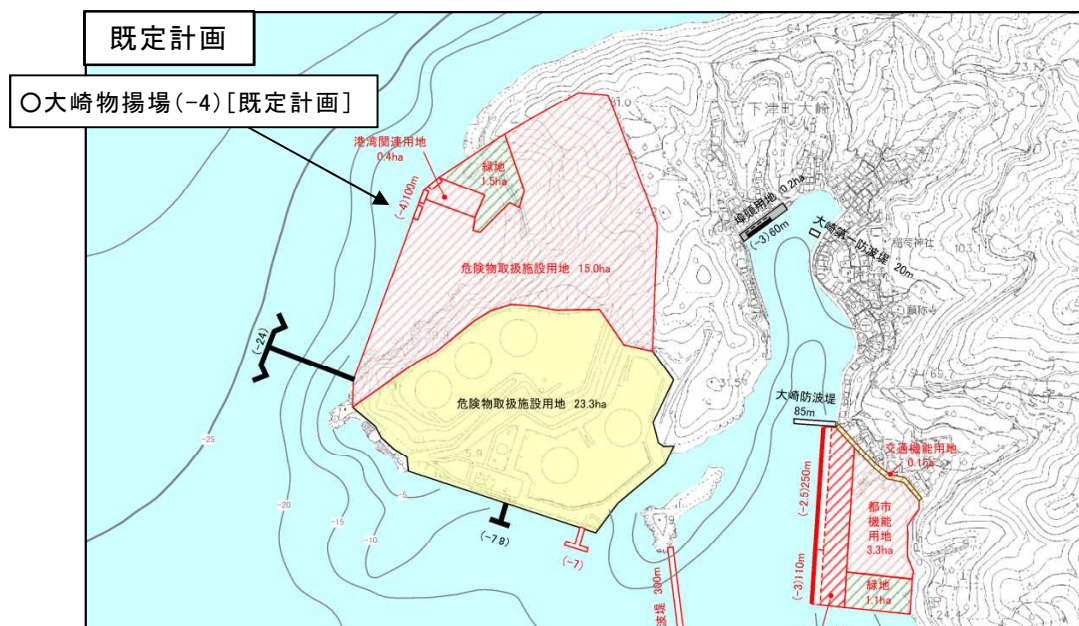


図2-2-1 専用埠頭の位置図

(2) 専用埠頭計画の必要性

企業の事業計画に伴い、林製品の輸入等に対応するため、新たな専用埠頭の整備が必要となった。

また、利用計画の見直しにより、既定計画で位置づけた大崎物揚場の計画を削除する。

(3) 今回計画する専用埠頭の規模及び配置

今回計画する専用埠頭の規模及び配置の考え方は、次のとおりである。

表2-2-2 今回計画する専用埠頭の規模及び配置

| 地区 | 施設名 | 施設規模 | | | 状況 | 備考 |
|----|-----------|--------|------|------|--------|--|
| | | 水深 | 延長 | バース数 | | |
| 大崎 | 大崎1号ドルフィン | -12.0m | - | 1 | 新規計画 | 貨物船38,000DWT級に対応 (船長180.0m、船幅30.0m、喫水10.3m) |
| | 大崎2号栈橋 | - | - | 1 | 新規計画 | 貨物船1,000DWT級に対応 (船長45.0m、船幅15.0m、喫水3.0m) |
| | 大崎物揚場 | -4m | 100m | 1 | 既定計画削除 | 利用計画の見直しにより計画削除 |

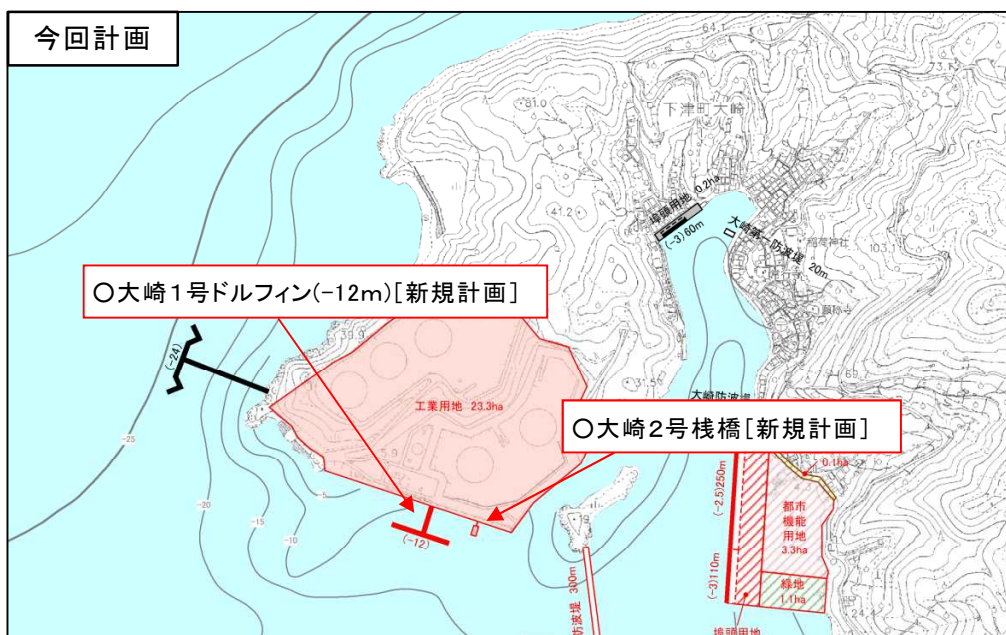


図 2 - 2 - 2 変更する専用埠頭の位置図

3 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

3-1 港湾環境整備施設計画

(1) 計画変更の必要性

和歌山下津港大崎地区の土地利用の見直しにより緑地計画を見直す必要がある。

(2) 変更する緑地の規模及び配置

土地利用の見直しにより、緑地 1.5ha の計画を削除する。

表 3-1-1 変更する緑地の規模及び配置

| 地区 | 施設名 | 性格 | 面積 | 状況 | 規模及び配置の考え方 |
|----|---------|------|-------|--------|-----------------------|
| 大崎 | 大崎緑地(2) | 休息緑地 | 1.5ha | 既定計画削除 | 土地利用の見直しにより既定計画を削除する。 |

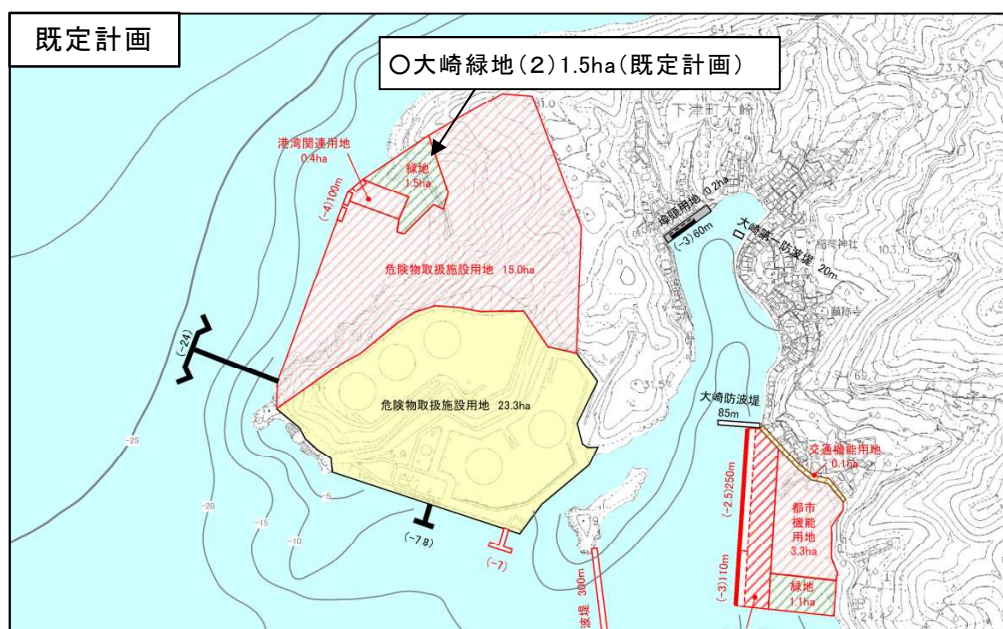


図 3-1-1 緑地の位置図

4 土地造成及び土地利用計画に関する資料

4-1 土地造成計画

(1) 土地造成計画

土地造成の区分面積と変更の理由は、次のとおりである。

表 4-1-1 土地造成の区分別面積と変更理由（大崎地区）

| 地区 | 変更前 | | 変更後 | | 変更理由 |
|----|-----------|-------|------|----|-----------------------|
| | 土地造成 | 面積 | 土地造成 | 面積 | |
| 大崎 | 港湾関連用地 | 0.4ha | — | — | 企業の要請に対応するため、計画を削除する。 |
| | 緑地 | 0.6ha | — | — | 企業の要請に対応するため、計画を削除する。 |
| | 危険物取扱施設用地 | 3.6ha | — | — | 企業の要請に対応するため、計画を削除する。 |

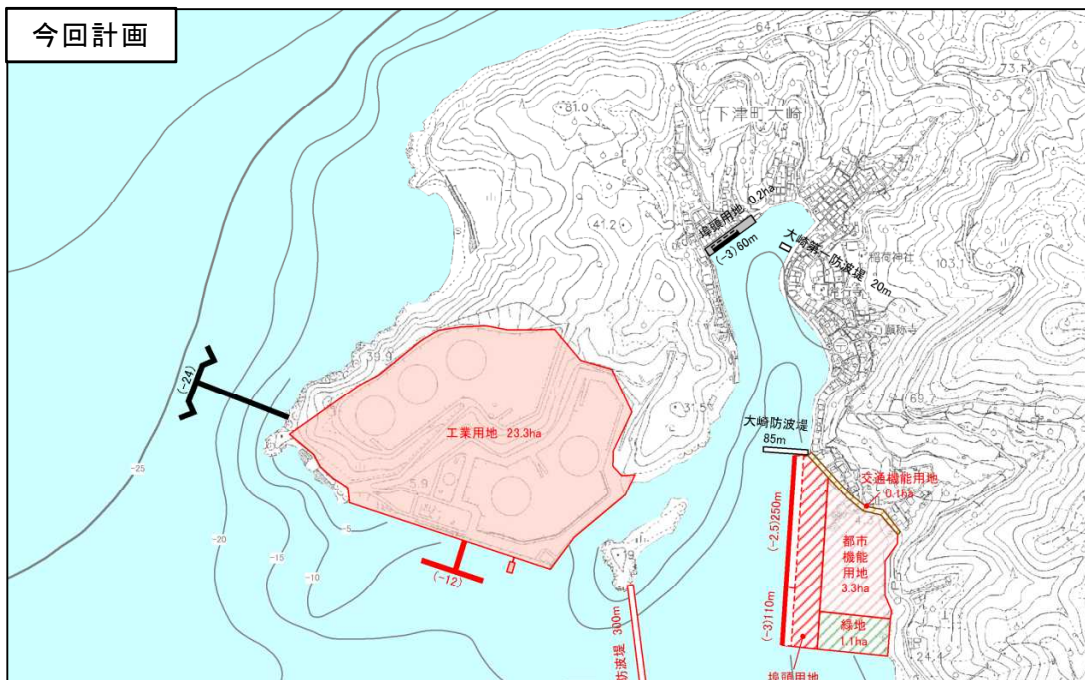
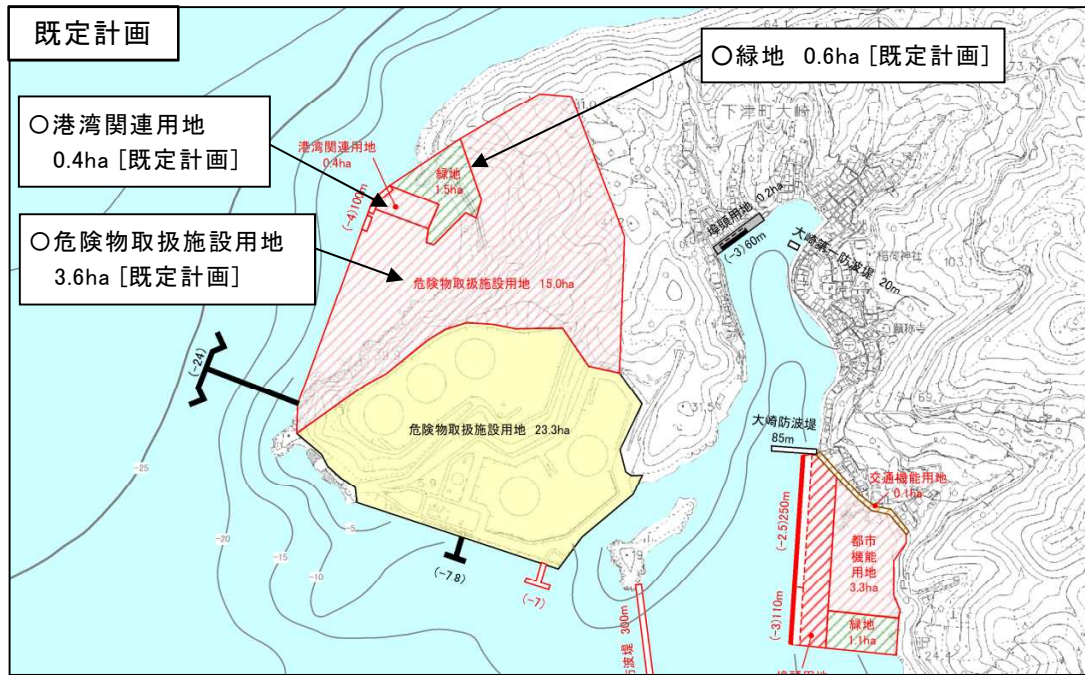


図 4 - 1 - 1 土地造成の変更位置図 (大崎地区)

4-2 土地利用計画

(1) 土地利用の区分別面積と変更の理由

土地利用の区分面積と変更の理由は、次のとおりである。

表4-2-1 土地利用の区分別面積と変更理由（大崎地区）

| 地区 | 変更前 | | 変更後 | | 変更理由 |
|----|-----------|--------|------|--------|-------------------------|
| | 土地利用 | 面積 | 土地利用 | 面積 | |
| 大崎 | 港湾関連用地 | 0.4ha | — | — | 企業の要請に対応するため、計画を削除する。 |
| | 緑地 | 1.5ha | — | — | 企業の要請に対応するため、計画を削除する。 |
| | 危険物取扱施設用地 | 15.0ha | — | — | 企業の要請に対応するため、計画を削除する。 |
| | 危険物取扱施設用地 | 23.3ha | 工業用地 | 23.3ha | 企業の要請に対応するため、土地利用を変更する。 |

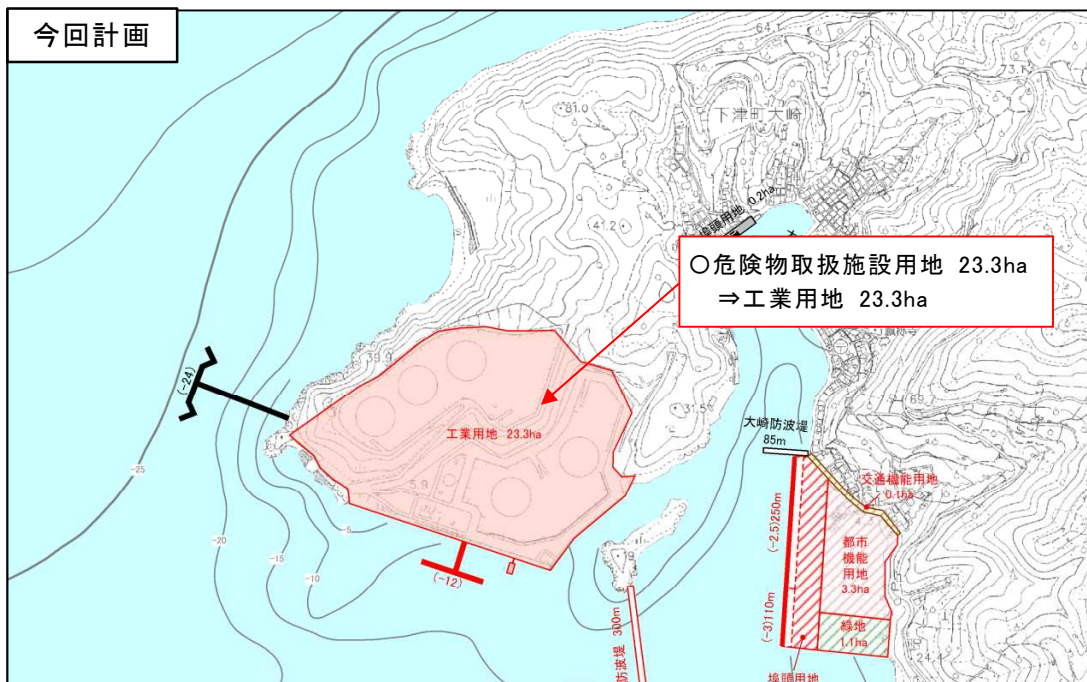
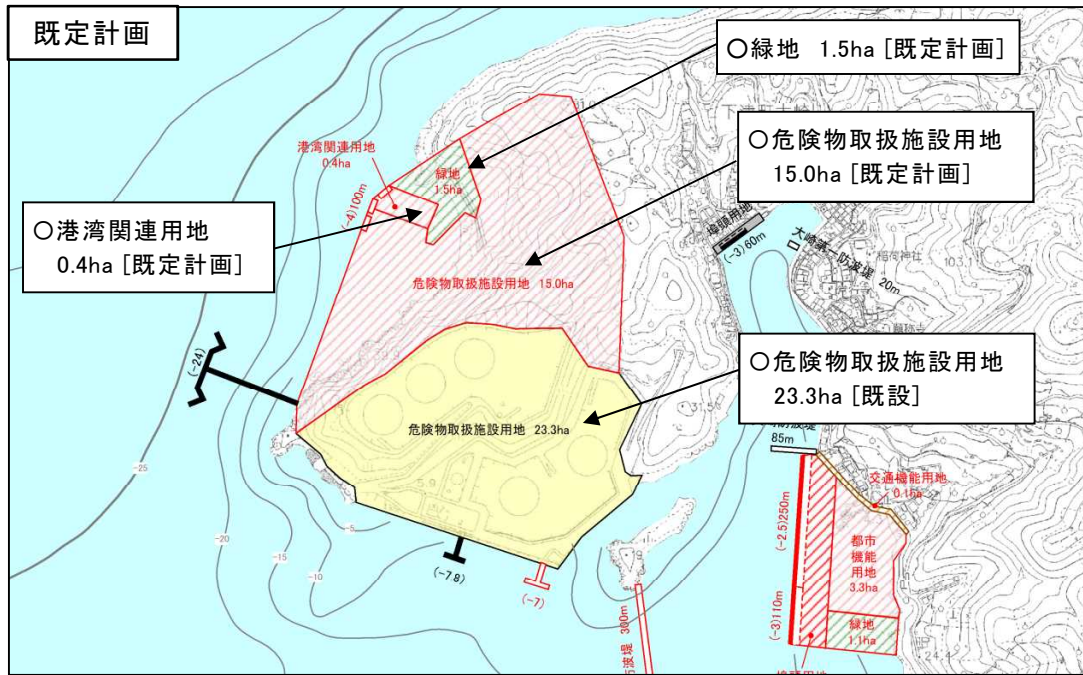


図 4 - 2 - 1 土地利用の変更位置図 (大崎地区)

5 環境の保全に関する資料

5-1 環境への影響と評価

(1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質への影響は、大気質への負荷が著しく増大するものではないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

(2) 騒音・振動による影響と評価

今回の計画変更に伴う港湾からの発生集中交通量は、著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

(3) 潮流への影響と評価

今回の計画変更が港周辺の潮流に与える影響は、潮流を著しく阻害する施設計画はないことから、潮流に与える影響は軽微であると考えられる。

(4) 水質・底質への影響と評価

今回の計画変更に伴う潮流に与える影響は軽微であると予測され、新たな汚濁負荷の発生もないことから、水質・底質に与える影響は軽微であると考えられる。

(5) 生態系・漁業への影響と評価

今回の計画変更が大気質、騒音・振動、潮流、水質・底質に及ぼす影響は軽微であることから、生態系・漁業に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

5-2 総合評価

以上より、本計画変更が環境に及ぼす影響について検討した結果、その影響は軽微であると考えられる。

なお、今後とも環境保全について配慮するとともに、計画の実施にあたっては、工法・工期等についても検討し、十分な監視体制のもと、環境に与える影響をできるだけ少なくするよう慎重に行うものとする。

6 その他の資料

6-1 地方港湾審議会委員名簿

表 6-1 和歌山県地方港湾審議会委員名簿

令和2年1月現在
(敬称略・順不同)

| 委員の種類 | 氏名 | 役職名 |
|-------|--------|---------------------------|
| 第1号 | 竹林 幹雄 | 神戸大学大学院 海事科学研究科 教授 |
| | 小池 信昭 | 和歌山工業高等専門学校 環境都市工学科 教授 |
| | 宮川 智子 | 和歌山大学システム工学部 システム工学科 教授 |
| | 藤田 和史 | 和歌山大学経済学部 経済学科 准教授 |
| | 藤本 迪也 | (一財)和歌山社会経済研究所 研究員 |
| | 黒田 桂菜 | 大阪府立大学現代システム科学域 准教授 |
| | 大林 幸子 | 南紀くろしお商工会 女性部長 |
| 第2号 | 小林 道明 | 和歌山県海運組合 理事長 |
| | 西村 雅臣 | 和歌山港運協会 会長 |
| | 除補 修 | 全日本海員組合 関西地方支部長代行(兼)大阪支部長 |
| | 清水 貢 | 和歌山下津水先区水先人会 会長 |
| | 上西 一永 | 御坊商工会議所 会頭 |
| | 木下 吉雄 | 和歌山県漁業協同組合連合会 代表理事長 |
| 第3号 | 尾花 正啓 | 和歌山市長 |
| | 神出 政巳 | 海南市長 |
| | 望月 良男 | 有田市長 |
| | 柏木 征夫 | 御坊市長 |
| | 藪内 美和子 | 美浜町長 |
| 第4号 | 岸本 健 | 和歌山県議会議員 |
| 第5号 | 中山 峰孝 | 大阪税関長 |
| | 八木 一夫 | 近畿運輸局長 |
| | 杉浦 毅 | 和歌山海上保安部長(和歌山下津港長) |
| | 星崎 隆 | 田辺海上保安部長 |
| | 井上 智夫 | 近畿地方整備局長 |
| 第6号 | 下 宏 | 和歌山県副知事 |